

釧路総合振興局記者クラブ配付資料

報道発表資料の配付日時 令和4年（2022年）10月27日（木）11:00

発表項目	児童虐待防止等の取組について											
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時) 月 日() 時 分	発表者										
		発表場所										
概要	<p>1 児童虐待防止月間について 厚生労働省は平成16年度から児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、子ども虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、集中的な広報・啓発活動を全国で展開しており、令和4年度は、次の取組を実施します。</p> <p><児童相談所の取組> ① 令和4年度十勝地域児童虐待防止講演会の開催 日時：令和4年（2022年）11月12日（土）13:30～15:20 場所：めむろ駅前プラザ2階 セミナーホール 演題：社会的養護を知り、児童虐待防止について考える ～他人事から自分事へ～ 講師：ブローハン 聡氏（虐待を受け、児童養護施設で過ごした経験がある。現在は児童養護施設を退所し若者へのサポートを行っている）</p> <p><全国共通の取組> ① オレンジリボン・キャンペーンの実施 子どもの虐待防止のシンボルマークとして、家庭的で明るい印象のオレンジ色のリボンを配布することで、子どもの虐待防止をなくすことを呼びかける「オレンジリボン運動」を実施します（釧路市・釧路警察署等と合同）。 日時：令和4年（2022年）11月1日 10:30～ 場所：コープさっぽろ貝塚店、スーパーアークス鳥取大通店 ※子ども虐待防止を広くPRするため、児童虐待防止月間中のオレンジリボンの着用についてご協力をお願いします。</p> <p>② 「児童虐待防止」及び「体罰等によらない子育て」についての集中的な普及啓発 ・児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の普及啓発 ・令和2年4月から法制化された「体罰禁止」についての普及啓発</p> <p>2 児童虐待対応合同研修の実施 児童虐待事案については、児童相談所と警察が連携して対応しているところですが、一層の連携、協力体制の強化を目的として釧路方面本部及び所轄警察署と合同で、保護者の拒否等により児童の安全確認がとれない場合に実施する臨検・捜索についての模擬訓練を実施します。 日時：令和4年（2022年）11月10日 14:30頃 場所：旧警察官舎（釧路市興津2丁目12番 興津KJ公宅）</p>											
参考	<p>○釧路児童相談所児童虐待対応件数（釧路・根室管内）</p> <table border="0"> <tr> <td>R3</td> <td>受理：495件</td> <td>処理：395件</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>受理：527件</td> <td>処理：386件</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>受理：577件</td> <td>処理：443件</td> </tr> </table>			R3	受理：495件	処理：395件	R2	受理：527件	処理：386件	R1	受理：577件	処理：443件
R3	受理：495件	処理：395件										
R2	受理：527件	処理：386件										
R1	受理：577件	処理：443件										
報道(取材)のお願い	積極的な取材対応をお願いします。											
他のクラブとの関係	同時配付：(場所) 同時レク：											
担当(連絡先)	北海道釧路児童相談所地域支援課 平野 連絡先 0154-92-3717 (直通)											

社会的養護を知り、児童虐待防止について考える ～他人事から自分事へ～

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、国や自治体などでは、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための広報、啓発活動など、様々な取組を集中的に行っています。

帯広・釧路児童相談所管内では、児童虐待に関する知識と理解を深めていただくために、毎年講演会などを開催していますが、今年度も下記のとおり開催することとしましたので、多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

日時：令和4年11月12日（土） 13時30分～15時20分
会場：めむろ駅前プラザ2階「セミナーホール」（芽室町本通り1丁目19）
演題：「社会的養護を知り、児童虐待防止について考える～他人事から自分事へ～」
講師：ブローハン 聡 氏

虐待を受け児童養護施設で過ごした経験のあるブローハン聡さんを講師にお招きし、虐待の体験や施設での生活、施設退所後の生活、現在の活動などについてお話しいただき、社会的養護について理解を深めていただくとともに、虐待防止のために何が必要か、地域で何ができるかを一緒に考えます。
ブローハンさんは、その著書で「子どもを救うことはもちろん重要ですが、それだけでは虐待問題を解決することはできません。虐待している親も救われる社会にならないと、本当の解決には至りません。」と記しており、虐待を「他人事」から「自分事」にし、参加者一人一人の行動につながるきっかけになってほしい」と語る。

対象者：地域住民の方、保健医療福祉関係者、学校・幼稚園・保育園の先生、民生委員・児童委員、自治体職員、児童福祉に興味のある方など

参加費：無料

定員：200名（定員になり次第締切）

申込み：裏面の申込書により、帯広児童相談所あて申込み

※裏面の注意事項をご確認ください。

託児あり(事前申込み必要)

【法務省人権啓発活動地方委託事業】

講師プロフィール

ブローハン 聡（ブローハン・さとし）氏

1992年生まれ、東京出身。フィリピンとスペインと日本のミックス。

2021年10月に「虐待の子だった僕」を出版。

現在は（一社）コンパスナビの社員として、児童養護施設等を離れた親を頼れない若者達のサポートを行っている。

また、無戸籍、無国籍、虐待や児童養護施設の経験から講演活動やトークイベントなどへ出演

またYoutubeの媒体を通して情報を発信している。

(Youtube 情報発信番組 THREE FLAGS)

■ THREE FLAGS URL

QRコードはこちら⇒

<https://three-flags-kibou-noroshi.jimdosite.com/>



共催：北海道帯広児童相談所・芽室町

申込・問合せ先 帯広児童相談所（〒080-0801 帯広市東1条南1丁目1番地2）

TEL：0155-22-5100 FAX：0155-22-5106

E-mail：hofuku.obijido1@pref.hokkaido.lg.jp



送付先 北海道帯広児童相談所 地域支援課 行
FAX : 0 1 5 5 - 2 2 - 5 1 0 6

令和4年度 十勝地域児童虐待防止講演会参加申込書

令和4年10月28日(金) 申込締切
(※定員になり次第締切となります)

申込代表者氏名

ご連絡先 電話

E-mail

(1) 虐待防止講演会 (会場：2階「セミナーホール」 時間：13:30～15:20)

所属又は在住市町村	職名又は職業	氏名	電話番号	備考

注：参加にあたって配慮が必要な方は備考欄に記載してください。(例 手話通訳、車いす用の座席など)

※状況により対応できない場合もありますのでご了承ください

(2) 託児 (会場：2階「和室」 時間13:15～15:30)

子ども氏名	年齢	保護者氏名	保護者電話番号	備考
	歳 か月			
	歳 か月			

注：託児にあたって配慮が必要な場合は備考欄に記載してください。(例 おむつ使用、食物アレルギーなど)

※必要に応じておむつや着替えなどを持参願います

※状況によりお預かりできない場合もありますのでご了承ください

■講演会等参加にあたっての注意事項

- 新型コロナウイルス感染症の状況により、中止または人数制限を行う場合があります(帯広児童相談所のHPをご確認ください)。
- 駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関の利用や乗り合わせ、2階、3階、線路南側(歩道橋でセミナーホールに來られます)への駐車にご協力をお願いします。※北側平面駐車場は、めむろーど買い物客が利用しますので駐車はご遠慮願います。
- 以下の項目に該当する場合は、受講をお断りさせていただきます。
 - ・風邪のような症状(咳やくしゃみが出る)や37.5℃以上の熱がある
 - ・倦怠感や息苦しさがある
 - ・嗅覚や味覚の異常がある
 - ・コロナ陽性者と接触し、濃厚接触者あるいは感染の可能性がある者に該当し、健康観察期間中である
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方、濃厚接触者がいる
 - ・当日受付で検温を実施し、37.5℃以上の熱がある
- 講演中の対策について
 - ・当日はマスクを必ず着用してください。
 - ・咳エチケットや手指消毒等にご協力ください。
 - ・会話は控えめにし、大きな声での会話はお控えください。



なぜ 体罰等はいけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- これは科学的にも明らかになっています。

しつけと 体罰は どう違うの？

- しつけとは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。
- そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

こんなことしていませんか

- 何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- 宿題をしなかったので夕食を与えなかった

▶▶▶ 全て体罰です。

※道に飛び出しそうな子どもの手をつかむといった子どもを保護するための行為などは該当しません。

子育ては いろいろな 人の力と共に



- 子どもを育てる上では、支援を受けることも必要です。市区町村などが提供している子育て支援サービスを積極的に活用しましょう。
- 子育ての大変さを保護者だけで抱えるのではなく、少しでも困ったことがあれば、まずは、お住まいの市区町村の子育て相談窓口や保健センターなどへ相談しましょう。
- 子育て中の保護者に接するみなさんで、子育て中の保護者が孤立しないようにサポートしていきましょう。
- 保護者だけで抱え込まないように、声かけや支援を行い、市区町村や児童相談所なども連携して社会全体で支えていく必要があります。

子どもが持っている権利

- 大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもも同じです。
- 子どもも人権の主体であり、全ての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- 保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



詳しくは

「体罰等によらない子育てのために
～みんなで育児を支える社会に～」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>



ご相談は

まずはお住まいの市区町村の子育て相談窓口へ

虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応
ダイヤル
(通話料無料)

いち はや く
189

※一部のIP電話からは
つながりません。

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うことができ、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

体罰等によらない 子育てを 広げよう！

2020年
4月から
法律が
変わります！



みんなで育児を支える社会に

子どもへの体罰は法律で禁止されます。
体罰等によらない子育てを推進するため、
子育て中の保護者に対する支援も含めて
社会全体で取り組んでいきましょう。

体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等とはよくないと分かっているにもかかわらず、いろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。一方で、安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

POINT 01

子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは、気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。



POINT 02

「言うことを聞かない」にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、子どもなりに考えがある、言われていることを子どもが理解できていない、体調が悪いなど、さまざまです。
- 「イヤだ」というのは、子どもの気持ちです。こうした感情を持つこと自体はいけないことではありません。重要なことでない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。



POINT 03

子どもの成長・発達によっても異なることがあります

- 子どもの年齢や成長・発達の状況によって、できることとできないことがあります。また、大人に言われていることが理解できないこともあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。



POINT 04

子どもの状況に応じて、身の周りの環境を整えてみましょう



- 乳幼児の場合は、危ないものに触れないようにするなど、叱らないでよい環境づくりを心がけましょう。
- 子どもが困った行動をする場合、子ども自身も困っていることがあります。子どもが自分のできるような環境づくりを工夫してみましょう。



保護者自身のポイント

- 否定的な感情が生じたときは、それは子どものどんな言動が原因なのか、自分自身の体調の悪さや忙しさ、孤独感など、自分自身のことが関係しているのかを振り返ってみましょう。

POINT 05

注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも一案です。難しければ、場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみるのもよいでしょう。
- 子どもが好きなことや楽しく取り組めることなど、子どものやる気が増す方法を意識してみましょう。



POINT 06

肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に



- 子どもに伝えるときは、「ここでは歩いてね」など、肯定文で何をすべきかを具体的に、また、穏やかに、近づいて、落ち着いた声で伝えると、子どもに伝わりやすくなります。

- 「一緒におもちゃを片付けよう」と共に行ったり、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

POINT 07

良いこと、できていることを具体的に褒めましょう

- 子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけではなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。



- 深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見つけましょう。